令和8年8月から高額療養費が見直されました。

令和8年8月診療分から、高額療養費制度が見直されました。

今回の見直しでは、新たに年間上限額が設けられています。

なお、高額療養費制度の見直しは、令和8年度と令和9年度の2回に分けて実施されることとなっています。

制度の内容や詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

適用区分		年収目安	令和8年7月診療分まで			令和8年8月診療分から			
70歳未満	70歳以上		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	年間上限	
ア	現役Ⅲ	約1,160万円以上	252,600円+（医療費-842,000円）×1%			270,300円+（医療費-901,000円）×1%		1,680,000円	
イ	現役Ⅱ	約770万円超～約1,160万円未満	167,400円+（医療費-558,000円）×1%			179,100円+（医療費-597,000円）×1%		1,110,000円	
ウ	現役Ⅰ	約370万円超～約770万円未満	80,100円+（医療費-267,000円）×1%			85,800円+（医療費-286,000円）×1%		530,000円	
エ	一般	～約370万円未満	18,000円	57,600円	⇒	22,000円	61,500円		
オ	－	住民税非課税世帯	35,400円			36,900円		290,000円	
－	低Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円		11,000円	25,700円	290,000円	
－	低Ⅰ	住民税非課税世帯（年金収入80.67万円以下）		15,000円		8,000円	15,700円	180,000円	